

運営活動資金積立金取扱規程

第1条 全国公立学校教頭会（以下本会と称する）の運営活動資金積立金（以下運活資金と称する）の取扱いは、この規程の定めるとおりとする。

第2条 この運活資金は、本会の目的を達成するのに必要な基盤を強固にし、事業の有効な完遂を図ることをもって目的とする。

第3条 この運活資金は、運営活動資金積立金繰越金と一般会計予算の繰越金、その利子並びに寄付金等をもってあてる。

第4条 この運活資金は、本会会長が管理し、その執行は役員会の議決による。

第5条 この運活資金の用途は、次の各号に定めるものとする。

- 2 本会の一般会計における一時立替金
- 3 本会の目的達成に必要な事業に関する経費
- 4 予期しない本会の重要な対策活動に関する経費
- 5 その他理事会、総会で決定した経費

第6条 この運活資金は、確実な金融機関に預けて保管する。但し元金保証のある証券の場合を含む。

第7条 この運活資金の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 この運活資金は、本会会則第9条(7)に定める会計監査を受けて、理事会並びに総会に報告するものとする。

付 則 この規程は平成11年4月1日より施行する。

昭和54年4月1日

昭和57年4月1日一部改正

平成8年2月15日一部改正

平成11年2月18日一部改正

平成22年9月3日一部改正